平成２６年（フ）第１６９５号
愛知県大府市横根町家下112番地の３
債務者　田村多恵子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２０号
熊本県上益城郡益城町大字広崎804番地１
フレグランス広崎105号、前住所熊本市東区上南部２丁目12番84号
債務者　池田　初美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３９号
熊本市中央区水前寺３丁目15番10―201号
アルフィーネ水前寺
債務者　中島　弘美（旧姓奥杉）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４６号
熊本市東区江津１丁目９番52号、申立時の住所熊本市中央区中央街12番16―504号　コアマンション
債務者　西島　悦子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５９号
熊本市東区渡鹿８丁目１番46号　ゴールデン東海207
債務者　江藤　春香
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６６号
熊本市西区沖新町1948番地
債務者　中川るみ子（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６８３号
愛知県北名古屋市九之坪両ケ前40番地
債務者　米**滿**　優子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２９３号
東京都中央区新川２―12―13永峯ビル７Ｆ
破産者　株式会社ジェームス
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６５号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目５番16号　ネオステージ幕張本郷302号
破産者　宮本　朋美
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
千葉県松戸市栗ケ沢769―41、商業登記簿上の本店所在地千葉県流山市向小金１丁目238番地の１　ファミールガーデン南柏601
破産者　有限会社アンビシャス
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４４号
千葉県柏市八幡町３番３―205号
破産者　大岡　恵子（旧姓関）
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４８号
千葉県松戸市稔台１丁目27番地の23
破産者　有限会社松江パツク
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５２号
千葉県柏市十余二287―４　江原コーポ105、住民票上の住所千葉県柏市松葉町５丁目５番地１　２棟406号
破産者　黒田　知英
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６３２号
札幌市手稲区前田３条８丁目３番19号
破産者　有限会社福永興産
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１６号
名古屋市中川区供米田２丁目1404番地―２
破産者　有限会社鈴木建工
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７７号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目２番地
破産者　森毛糸株式会社
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６５号
名古屋市千種区四谷通３丁目６番地２
破産者　株式会社Ｑｕａｔｔｒｏ　Ｓｔａｇｉｏｎｉ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
奈良県生駒市北田原町１番地の１
破産者　有限会社エイワ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目206番、前本店所在地大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
破産者　株式会社ゼロ（旧商号西村印刷株式会社）
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係